

(40) 拙稿「伊予切の書―粘葉本との関係―(二)」・「伊予切の書―粘葉本との関係―(二二)」(本書(第二章第二・三節)所収)

【追記】

前掲(注37)における後代の諸伝本に関する項目は、平成十年度、国文学研究資料館においてリサーチアシスタントとして調査させて頂いたデータに基づき、近年、再調査を行ったものである。当時、貴重な機会を頂きましたことに末文乍ら改めて御礼申し上げます。

第六節 雲紙本・関戸本と粘葉本・伊予切との関係 ―形態面を中心に―

一

本書(第一章第一節)中、述べた通り、雲紙本・関戸本(以下、雲紙本類と略称)は源兼行の手になる。十一世紀中葉の書写と推定されている。

粘葉本・伊予切・近衛本・法輪寺切(以下、粘葉本類と略称)については、その四本が同筆か否か、定説はないものの、それらの書が極めて近い関係にあることは確かなことであり、雲紙本・関戸本と同じ頃(十一世紀中葉)の書写と推定されている。^(注1)あるいはその数十年後の書写である可能性もあり得るが、^(注2)いずれにせよ書写年代が古く、撰者である藤原公任の原撰本を探る上で貴重な資料といえる。

かつて、堀部正二氏は雲紙本と関戸本について、「両本よく一致してゐて全く同系のものであり、先の御物粘葉装本以下の二類と対すべき別の系統をなしてゐる」^(注3)とされた。そして、同氏は「撰者公任によつて書写された朗詠集はたゞ一本とは限らなかつたらうし、従つて又其間に若干の異同を有つ数個の原本が既に当時においてもあつたらうという想像は可能である」^(注4)とされた。

また、三木雅博氏は「撰者の公任自身が『粘葉本系』『関戸本系』の両系統のそれぞれの祖本となるような二種類の、あるいはそれ以上の異なったタイプの『朗詠集』写本を書き残していた可能性さえ、あながちに否定できない」^(注5)とされた。同氏は、雲紙本・粘葉本両類の『一つ前の段階』の本文とは、時代的に考えて公任原撰本文にきわめて近い時代のものであり、あるいは公任の撰した本文そのものである可能性もかなり高いと思われる」とも述べられた。^(注6)

堀部・三木両氏は雲紙本類と粘葉本類とを並列的關係ともいえる「別の系統」のものとして捉えられたが、その關係については言及されなかつた。

一方、久曾神昇氏は主に形態的な面から平安時代書写とされる諸伝本を二大別され〔甲類：雲紙本・関戸本・卷子本・葦手本、乙類：粘葉本・伊予切・近衛本・法輪寺切〕、「少なくとも初稿本・再稿本・精撰本の三種が存するようである。その成立過程は、更に今後研究すべき問題であるが、著者公任の手許に存した原本に、次第に追補せられた結果ではあるまいか」と推測された。そして、「この三種の伝本の成立について考えるに、やはり公任の手になったものであろう」とされ、〔甲類の雲紙本・関戸本を「初稿本」、卷子本・葦手本を「再稿本」、乙類の粘葉本・伊予切・近衛本・法輪寺切を「精撰本」と述べられた。^(注7)

その三種は、①（恐らく撰者公任により）意図的につくられた、②雲紙本・関戸本 ↓ 卷子本・葦手本 ↓ 粘葉本・伊予切・近衛本・法輪寺切という順序により一元的成長を遂げた、③「次第に追補せられ」、「初稿本」・「再稿本」・「精撰本」と位置付け得るという重要な提言がなされている。以上の三点①・②・③は分けて検討されるべき課題である。しかし、その論拠についてそれぞれ不明瞭な点が残されている。

形態的な面に限っては雲紙本類と粘葉本類とを突き合わせ、さらに諸伝本との照合を行うことよって公任が撰した原形ともいえる根源的要素の輪郭は掴めるのではなからうか。詩歌句の選定、題の立項等は作品の基となることであり、雲紙本・粘葉本両類が書された段階でそこに早くも後人による追補の手が入るとは考えにくいかと思われる。^(注8)

そのような観点に立ち、形態的な面を中心に雲紙本・関戸本と、粘葉本・伊予切との関係について再検討を行った。その結果、生成過程における雲紙本類 ↓ 粘葉本類という繋がりも考えられるものの、「初稿本」から「精撰本」へと一元的成長を遂げたというその捉え方に対しては首肯し難いという結論に至った。^(注9) 以下、その結果を報告し、私見を述べる。

二

まず、詩歌句の有無に関する考察結果について述べる。

調査し得た平安時代の書写とされる諸伝本の詩歌句を集成すると八一五首に上る。そのうち、いずれかの伝本に存しない詩歌句は次の九八首である(ここでは断簡等、切り取られたもの、及びその可能性のあるものについては除外する)。

17・42・82・90・91・92の次^(注10)・107・109・115・120・178・194・215・225・237・246・249・257・268・271・313・321・322の次・330・337・344の次・347・348・354・363・369・376の次・380・407・422の次・434・434の次・449・459・468・472・476・482・489・507・518・534・535・542・547・549・551・556・561・564・584・596・601・603・615・617・618・621・629・636・652の次・657・663・677・678・684・699・701・703・712・714・729・735の次・736の次・738・739・740・741・742・743・744・745・756・757・760・784・785・796の次・797・803の次・804

右の九八首のうちの一二首は後人による追補であると思われる^(注12)。それらを除くと粘葉本に無いのは796の次・322、伊予切に無いのは434・601・322であり、粘葉本・伊予切の両本に共に存しないのはわずか一首(322)である。その一首(322)が無いことは諸伝本中、両本にしから見られない事象である。

既に、本書(第二章第五節)中、述べた通り、粘葉本・伊予切はそれぞれ八〇二首を有し、その詩歌句数は調査し得た平安時代の書写とされる諸伝本中、最も多い。

ところで、粘葉本等には存せず、伊予切が有している和歌「434の次」(に位置する)について、先学の研究では「恐らく公原撰本には存しなかったもの」^(注13)であり、「後人の加筆とみて差支えなきものにして、しかも尊圓親王以後のしわざなるべき」^(注14)とされた。

本書中、既述した通り、伊予切が本歌を有し、また、434が無いという点は不可解である。434・「434の次」の有無について、伊予切本来の姿ではない可能性が考えられることから当該二首は対象外とすると、粘葉本・伊予切の両本、及びそのいずれかに無い詩歌句のうち、雲紙本・関戸本が有しているのは三首(322・601・796の次)のみとなる。

久曾神氏はその三首ともに両本それぞれの「誤脱」であるとされた。さらに、322については、「八百首のうちで僅かに一首または二首の誤脱であることを思うに、両本がたまたま一致するということは考えにくく」、「原本には存しながら、粘葉本、

伊予切の祖本において、すでに脱していたと、しばらく推定しておく」と述べられた。^(注15) 本書(第二章第五節)中、指摘した通り、その可能性は十分考えられる。それが事実であるならば、雲紙本・関戸本に無い詩歌句のみならず、雲紙本・関戸本が有する詩歌句の全てを粘葉本・伊予切の祖本では有していたということになる。

粘葉本・伊予切両本によって相互に補充してみると、粘葉本・伊予切は「後人による追補」と思われる一二首、及び322の他は諸伝本の詩歌句の全てを有しているということになる。調査し得た平安時代書写とされる諸伝本の数は本書(冒頭)中、挙げた通り、三〇種を超える。雲紙本・粘葉本両類の書写年代のことも含め、^(注17) 以上のことを踏まえると、詩歌句数のことについては、公任原撰本に書かれていた詩歌句の殆どは粘葉本類の域を出ないとみてよからう。

三

以下、目録・本文中の題に関する諸伝本間に見られる異同調査結果について述べる。

各伝本における目録中と本文中との間には少なからず異同がある。また、諸伝本間には目録・本文中の各題に関する異同も確認される。

以下、そのうちの①雲紙本・関戸本・粘葉本・伊予切の各伝本における目録中の題と本文中の題との間に見られる異同、及び②目録・本文中の各題に関する雲紙本・関戸本・粘葉本・伊予切の四本間に見られる異同^(注18)について考察を行う。

当該事項(①・②)に該当する異同の多くには付項目の有無のことが挙げられる。よって、まずそこに注目する。付項目の有無のことが異同の主な要因とみられる事例は次の二種(事例A・事例B)に大別されるが、そのいずれにも該当しない(異同の要因が付項目の有無のこととは無関係の)事例についてはそれらを一括して事例Cとして本稿後半に挙げる。

本文中、関連する二項目の題のうちの後方の題が目録では付項目として存する場合がある。便宜上、それらを事例Aとし、その他を事例Bとする。

まず、**事例A**・**事例B**をもとに前述した(1)・(2)の実態について述べる。

事例は各項目における目録中の題、本文中の題の順に掲載し、括弧内には当該事項を有する四本の略号を記す。

事例A

1 目録：子日^{付若菜}（雲・関・粘・伊）

本文中：子日 若菜（雲・関・粘）

若菜（伊）

2 目録：梅^{（注19）}（雲・関）

梅^{付紅梅}（粘・伊）

本文中：梅 紅梅（雲・関・粘・伊）

3 目録：花^{付落花}（雲・粘・伊）

花（関）

本文中：花 落花（雲・関）

花^{付落花} 落花（粘・伊）

4 目録：紅葉^{（注20）}（雲・関）

紅葉^{付落葉}（粘・伊）

本文中：紅葉 落葉（雲・関・粘・伊）

事例B

5 目録：三月三日（雲・関・粘）

三月三日^{付桃}（伊）

- 本文中…三月三日付桃（雲・関・粘・伊）
- 6 目録…雁付歸雁（雲・関・粘・伊）
本文中…雁付歸雁（雲・粘・伊）
雁（関）
- 7 目録…氷（注21）
氷付春氷（関・粘・伊）
本文中…氷（注22）
- 8 目録…管弦付舞妓（雲・関・粘・伊）
本文中…管弦（雲・粘・伊）
管弦付舞妓（関）
- 9 目録…文詞付遣文（雲・関・粘・伊）
本文中…文詞（雲・関）
文詞付遣文（粘・伊）
- 10 目録…水（雲・関）
水付漁父（粘・伊）
本文中…水付漁父（雲・粘・伊）
水（関）
- 11 目録…仙家（雲・関）

仙家付道十徳倫 (粘・伊)

本文中…仙家(注23) (雲・関)

仙家付道十徳倫 (粘・伊)

12 目録…帝王付法皇 (雲・関・粘・伊)

本文中…帝王 (雲・関・粘・伊)

13 目録…親王付王孫 (雲・関・粘・伊)

本文中…親王(注24) (雲・関)

親王付王孫 (粘・伊)

14 目録…丞相 (雲・関)

丞相付執政 (粘・伊)

本文中…丞相 (雲・関)

丞相付執政 (粘・伊)

まず、1〜14 (右掲事例A・事例B) の各項目の①雲紙本・関戸本・粘葉本・伊予切の各伝本における目録中の題と本文中の題との間に見られる異同について述べる。

前掲事例A (1〜4) では四本のいずれにも異同が見られる。

本文中、前後に位置する関連する二つの題のうちの後方の題について、伊予切の1「若菜」を除くと、事例A (1〜4) の粘葉本・伊予切では目録中、付項目として表記されており、一方、雲紙本・関戸本では、目録中、存しない場合もある(雲紙本2・4、関戸本2・3・4)。

事例B (5〜14) については、粘葉本・伊予切8・12、雲紙本8・9・12・13、関戸本6・9・12・13では目録には有る

付項目が本文中には存せず、また、粘葉本5、雲紙本5・10、関戸本5では本文中には有る付項目が目録中には存しない。

事例A・事例Bともに異同内容については当該事項の有無に止まり、雲紙本類は粘葉本類の枠内に収まっており、別種といえる事例は存しなかった。

その異同箇所数は粘葉本…七か所(1・2・3・4・5・8・12)、伊予切…六か所(1・2・3・4・8・12)、雲紙本…一〇か所(1・2・3・4・5・8・9・10・12・13)、関戸本…九か所(1・2・3・4・5・6・9・12・13)である。雲紙本・関戸本の方が粘葉本・伊予切よりも多い。が、粘葉本・伊予切にも異同は存する。

各伝本の付項目を有する箇所数については以下、示す通り、粘葉本・伊予切よりも雲紙本・関戸本の方が少ないことも改めて確認された。なお、付項目が雲紙本に有り、粘葉本・伊予切に無いものは皆無であり、関戸本に有り、粘葉本・伊予切に無い事例は一例のみ(8)である。

目録中

粘葉本…一三か所(5を除く全て)、伊予切…一四か所(全て)、雲紙本…七か所(1・3・6・8・9・12・13)、関戸本…七か所(1・6・7・8・9・12・13)。

本文中

粘葉本・伊予切…九か所(3・5・6・7・9・10・11・13・14)、雲紙本…三か所(5・6・10)、関戸本…三か所(5・7・8)。

次に、**(2)雲紙本・関戸本・粘葉本・伊予切(目録・本文中の各題)**の四本間に見られる異同について述べる。その四本のうちの各二本間に見られる異同箇所数を次掲【目録・本文中の題に関する異同調査表】(以下、【表】と呼称する)に纏めて挙げる。

伊予切	粘葉本	関戸本	雲紙本	目録 本文
<p>【異】 ①「付」、伊予切に有(7)。 ②「付」、雲紙本に有(0)。</p> <p>-----</p> <p>【同】 ③「付」、有(7)。 ④「付」、無(0)。</p>	<p>【異】 ①「付」、粘葉本に有(6)。 ②「付」、雲紙本に有(0)。</p> <p>-----</p> <p>【同】 ③「付」、有(7)。 ④「付」、無(1)。</p>	<p>【異】 ①「付」、雲紙本に有(1)。 ②「付」、関戸本に有(1)。</p> <p>-----</p> <p>【同】 ③「付」、有(6)。 ④「付」、無(6)。</p>		雲紙本
<p>【異】 ①「付」、伊予切に有(7)。 ②「付」、関戸本に有(0)。</p> <p>-----</p> <p>【同】 ③「付」、有(7)。 ④「付」、無(0)。</p>	<p>【異】 ①「付」、粘葉本に有(6)。 ②「付」、関戸本に有(0)。</p> <p>-----</p> <p>【同】 ③「付」、有(7)。 ④「付」、無(1)。</p>		<p>【異】 ①「付」、雲紙本に有(2)。 ②「付」、関戸本に有(2)。</p> <p>-----</p> <p>【同】 ③「付」、有(1)。 ④「付」、無(9)。</p>	
<p>【異】 ①「付」、粘葉本に有(0)。 ②「付」、伊予切に有(1)。</p> <p>-----</p> <p>【同】 ③「付」、有(13)。 ④「付」、無(0)。</p>		<p>【異】 ①「付」、粘葉本に有(7)。 ②「付」、関戸本に有(1)。</p> <p>-----</p> <p>【同】 ③「付」、有(2)。 ④「付」、無(4)。</p>	<p>【異】 ①「付」、粘葉本に有(6)。 ②「付」、雲紙本に有(0)。</p> <p>-----</p> <p>【同】 ③「付」、有(3)。 ④「付」、無(5)。</p>	粘葉本
	<p>【異】 ①「付」、粘葉本に有(0)。 ②「付」、伊予切に有(0)。 ◇その他(1)</p> <p>-----</p> <p>【同】 ③「付」、有(9)。 ④「付」、無(4)。</p>	<p>【異】 ①「付」、伊予切に有(7)。 ②「付」、関戸本に有(1)。 ◇その他(1)</p> <p>-----</p> <p>【同】 ③「付」、有(2)。 ④「付」、無(3)。</p>	<p>【異】 ①「付」、伊予切に有(6)。 ②「付」、雲紙本に有(0)。 ◇その他(1) <small>(3E25)</small></p> <p>-----</p> <p>【同】 ③「付」、有(3)。 ④「付」、無(4)。</p>	伊予切

【目録・本文中の題に関する異同調査表】

【表】の対角線の左半分は目録中、右半分は本文中の題を表す。上欄と右欄に挙げた各伝本が結ばれた各欄はその当該伝本（二本）の関係を示す。

各二本間において異同が有る場合は当該欄のうちの①・②に付項目（以下、「付」と略称）を有する方の伝本名、及び有する付項目の箇所数を括弧内に示す。

異同が無い場合については当該欄の③に付項目が有る箇所数を、④に付項目が無い箇所数をそれぞれ括弧内に示す。

【表】に拠ると、一四か所のうち、粘葉本と伊予切とは両本間に見られる異同が目録中の一か所のみであり、また、目録中一三か所、本文中…九か所の付項目を共有していることが知られる。

それに対して、雲紙本と関戸本とが一致している箇所数は目録中…二二か所、本文中…一〇か所であり、そのうち、両本が付項目を有しているのは目録中…六か所、本文中…一か所のみである。また、雲紙本・関戸本のうちのいずれか一方にしか付項目が存しないのは目録中…二か所、本文中…四か所である。

雲紙本と関戸本との関係よりも粘葉本と伊予切との関係の方が近く、また、雲紙本・関戸本の方が粘葉本・伊予切よりも付項目共有の数が少ないことが確認された。

次に、**事例C**を載せ、考察を行った結果について述べる。

事例C

15 目録…躑躅 款冬、藤（注26）（雲・関）

躑躅 藤 款冬（粘・伊）

本文中…躑躅 款冬、者山不、幾也 藤（雲・関）

藤 躑躅 款冬（粘・伊）

16 目録…花橘（雲・関・粘・伊）

本文中：花橘(雲・関)

橘花(粘・伊)

17 目錄：扇(雲・関)

扇ナシ(粘・伊)

本文中：扇(雲・関・粘・伊)

18 目錄：十五夜(注27)(雲・関)

八月十五夜(付月)(粘・伊)

本文中：八月十五夜(付月) 月(雲・関)

十五夜(付月) 月(粘・伊)

19 目錄：九日(付菊)(雲・関)

九月(付菊)(粘・伊)

本文中：九日(付菊) 菊(雲・関・粘・伊)

20 目錄：雪 水(雲)

雪 水(付春水)(関)

水(付春水) 雪(粘・伊)

本文中：雪 水(注28)(雲)

雪 水(付春水)(関・粘・伊)

21 目錄：古京(雲・関)

故京(粘・伊)

本文中：古京（雲・関・粘・伊）

22 目録：故宮^{付故宅}（雲・関・粘・伊）

本文中：故宮^{付故宅}（雲・関）

故宮^{付殿宅}（粘・伊）

23 目録：田家 山家（雲・関）

山家 田家（粘・伊）

本文中：山家 田家（雲・関・粘・伊）

15と23のうち、雲紙本と関戸本との間の異同は一か所(20)のみであり、粘葉本と伊予切との間には異同は見られなかった。しかし、各伝本における目録中の題と本文中の題との間に見られる異同については、雲紙本・関戸本では四か所(15・18・19・23)、粘葉本・伊予切では八か所(15・16・17・18・19・20・21・22)が確認された。

右掲23の目録中については「山家 田家」であるべきところ、雲紙本・関戸本では順序が逆であり、両本の誤写であると思われる。しかし、粘葉本・伊予切の方が雲紙本・関戸本よりも誤謬の数は多い。粘葉本・伊予切の誤謬かと思われる箇所を挙げると以下の通りである。

粘葉本・伊予切15の目録中：「躑躅 藤 款冬」と本文中：「藤 躑躅 款冬」とでは相違しており、それらは雲紙本・関戸本の順序「躑躅 款冬 藤」とも異なる。

16では「花橘」とあるべきであり、粘葉本・伊予切の本文中：「橘花」は誤写であろう。20の目録中：「水^{付春水} 雪」について「雪 水^{付春水}」の順であるべきところである。

また、19の目録中：「九月」、21の目録中：「故京」、22の本文中の付項目「破宅」も誤写に因るものと考えられる。17の目録中、「扇」が存しないのも両本の脱漏であろう。

そのような中、18・19の雲紙本・関戸本、粘葉本・伊予切では、本文中、二項目であるうちのそれぞれ後方の題「月」・「菊」が付項目としても存しており、四本におけるそれらの事例の共通性は注目される。

以上、目録中、及び本文中の各題に見られる四本それぞれの付項目の有無について雲紙本類の方が粘葉本類よりもその数は少なく、また、雲紙本と関戸本とが共有する付項目数も粘葉本と伊予切との共有数より少ないことが改めて確認された。

雲紙本・関戸本の方が粘葉本・伊予切よりも目録中の題と本文中の題との間に見られる異同箇所数は多い。しかし、粘葉本・伊予切の中にも付項目が無い箇所があり、また、目録中の題と本文中の題との間に異同が存することも確認された。

一方、その他の（付項目の有無に関する異同とは別の）箇所については、雲紙本・関戸本の方が粘葉本・伊予切よりも目録中の題と本文中の題との間に見られる異同箇所数は少なく、そこには粘葉本・伊予切の誤脱等も存しており、誤脱等の数は粘葉本類の方が雲紙本類よりも多いものであった。

しかしながら、各事項の内容に関していえば、両類間に別種は存せず、原則、雲紙本類の題は粘葉本類の枠組に収まり、また、特有の共通性も看取された。

なお、いずれかの平安時代書写とされる諸伝本にあり、雲紙本・粘葉本両類に存しない題には、単なる誤写等を除くと、「帰雁」・「春水」・「仏名」^(付録後)・「蘆橘」が挙げられる。それらは「後世的な要素」^(注29)とされている。

四

最後に、注記について述べる。以下、四本間における異同調査を行った結果報告を行う。詩歌句が雲紙本・関戸本・粘葉本・伊予切のうちのいずれかの伝本に無い場合は対象外とし、四本間においていずれかの伝本が相違する事例の全てを取り上げる。

雲紙本・関戸本と粘葉本・伊予切との間に異同がある（ここでは雲紙本と関戸本とが同一であり、なおかつ粘葉本と伊予

切も同一である)場合を以下、**事例D**とし、その他を**事例E**とする。

事例Dの数の方が**事例E**よりも多い。よって、まずそれに関する考察結果について述べる。その主要な事例は以下のよう分類される。

当該箇所^(注30)に注記が存しない場合については「ナシ」と記す。**事例D**のうちの⑦「作者名」では、粘葉本・伊予切と雲紙本・関戸本との間に見られる表記の異なりについては考慮せず、同一人物を指す場合は異同のないものと見做した。

事例D

- ① 雲紙本・関戸本…作者名のみ。粘葉本・伊予切…ナシ。↓二二例
- ② 雲紙本・関戸本…ナシ。粘葉本・伊予切…作者名のみ。↓二〇例
- ③ 雲紙本・関戸本…作者名を除く事項(題詞、作品名等)のうち、いずれか一方。粘葉本・伊予切…ナシ。↓二例
- ④ 雲紙本・関戸本…ナシ。粘葉本・伊予切…作者名を除く事項(題詞、作品名等)のうち、いずれか一方。↓四例
- ⑤ 雲紙本・関戸本…作者名を除く事項(題詞、作品名等)。粘葉本・伊予切…ナシ。↓五例
- ⑥ 雲紙本・関戸本…ナシ。粘葉本・伊予切…作者名を除く事項(題詞、作品名等)。↓一例
- ⑦ 雲紙本・関戸本…**題詞等**と**作者名**。粘葉本・伊予切…**作者名**のみ。↓三〇例
- ⑧ 表記・用字等の^(注30)違い。

⑨ その他(右の①～⑧に該当せず(雲紙本・関戸本と粘葉本・伊予切とが内容的に異なる))

右のうちの①～⑦に拠ると、事例数における①と②との相違、③と④との相違について、雲紙本・関戸本と粘葉本・伊予切との間にはさほど認められないものの、⑤と⑥とではやや異なり、⑦では大きく相違する。ここから、粘葉本・伊予切よりも雲紙本・関戸本の方が詳細な傾向にあるといえる。

右掲⑨の事例数は僅か一一か所である。そのうち、誤謬を含むと思われる事例を挙げると次の**事例D**の通りである。

括弧内には当該箇所を有する伝本名を略号により示す。他の文献に当該事項に関する記述が見られる場合は各項目の末尾に*印を付し、当該事項を挙げる。

◆事例D

(1) 38 王維 (雲・関)

王羅 (粘・伊)

*『全唐詩』王維一。

(2) 81 李嶠 (雲・関)

李橋 (粘・伊)

*『全唐詩』錢起四。

(3) 116 花光水上浮 菅三品 (雲・関)

花光浮水上 菅三品 (粘・伊)

*『本朝文粹』卷十、「暮春侍宴冷泉院池亭同賦花光水上浮心製 菅三品」。

(4) 142 厚見女王 (雲・関)

厚見女皇 (粘・伊)

*『万葉集』卷八、「厚見王」。

(5) 152 紀 (雲・関)

白 (粘・伊)

*『和漢朗詠集私注』(以下、『私注』と略称)、「夜陰帰房紀納言」。

(6) 226 田 (雲・関)

白(粘・伊)

*『私注』、「田達音」。

(7) 源致行(雲・関)

源宗于(粘・伊)

*『古今集』卷二、「源宗于」。

(8) 471 題故元少尹集後 白(雲・関)

題故元少尹後集 白(粘・伊)

*『白氏文集』卷二十一、「題故元少尹集後」。

右掲のうち、(2)・(4)は四本(雲紙本・関戸本・粘葉本・伊予切)ともに誤りである。その他について、粘葉本・伊予切では(7)を除くといずれも誤りであると思われる。

(1)・(3)については右に挙げた他文献の通りである。

(5)は粘葉本類では「白」(白居易)である。しかし、『私注』では雲紙本類の「紀」(紀長谷雄)と同一人物である「紀納言」とあり、三木雅博氏も「紀」の方を採っておられる。^(注31)

(6)は粘葉本・伊予切には「白」とあるが、「白」、即ち白居易は誤りかと思われる。^(注32)『私注』には「田達音」とあり、「田」(島田忠臣)を作者としている。

次に、事例Eについて述べる。事例Eに該当するのは四二か所である。

ここでは内容的に異なる箇所を中心に雲紙本類と粘葉本類との関係について検討することを目的としている。よって、前項◆事例Dの場合と同じように誤謬を含むと思われる事例のみを挙げると次の◆事例Eの通りである。事例の示し方も前項◆事例Dと同様なものとする。

◆事例E

① 61 ナシ(雲)

清瀨藤(関)

藤滋藤(粘・伊)

* 『私注』、「同詩題 清原滋藤」。

② 183 明日香皇子(雲)

ナシ(関)

明香王子(粘・伊)

* 『万葉集』卷十、作者未詳。

③ 210 已上白(雲・関)

紀(粘)

ナシ(伊)

* 『私注』、「立秋後作紀納言」。

④ 211 安貴皇子(雲・関)

志貴皇子(粘)

ナシ(伊)

* 『万葉集』卷八、「安貴王」。

⑤ 389 相如(雲)

雪中氷亦釋 相如(関)

相規(粘・伊)

*『私注』、「雪消氷且解時 相規」。

⑥ 442 忠見(雲・関)

忠岑(粘)

ナシ(伊)

*『忠見集』(Ⅰ・Ⅱ)・『古今六帖』・『三十六人撰』、「忠見」。『忠岑集』Ⅳ・『麗花集』、「忠岑」。『重之集』。『金玉集』、重之。

⑦ 479 送友人婦大梁賦(雲・関)

送友婦大梁賦(粘)

ナシ(伊)

*『私注』、「送友人婦大梁賦」。

⑧ 517 江(雲・関)

朝綱(粘)

菅名明(伊)

*『私注』、「洞庭湖江相公」。

⑨ 519 伊勢(雲)

ナシ(関)

中務(粘・伊)

*『古今集』卷一・『伊勢集』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、「伊勢」。

⑩ 527 月宴藏人所(雲)

月宴夜藏人所(関)

月宴夜藏人所衆信臣(粘)

中務(伊)

* 『拾遺集』卷三・『拾遺抄』卷三、「藤原経臣」。

⑪ 595 右丞相亭法花会 野(雲)

右丞相花亭法花会野(関)

都(粘・伊)

* 『私注』、「野相公」。『和漢兼作集』卷七「左相花亭法華会」、「小野篁」。

⑫ 627 菅三品(雲)

菅三(関)

直幹(粘・伊)

* 『私注』、「直幹」。

⑬ 716 ナシ(雲)

田(関)

白(粘・伊)

* 『私注』、「田達音」。

⑭ 717 江(雲)

内教坊老命婦 江(関)

紀(粘・伊)

*『私注』、「老命婦後江相公」。

⑮ 783 呉越王報書(関)

江(雲)

呉越王書 江(粘・伊)

*『文粹』卷七、「為清慎公報呉越王書」。

⑯ 789 いせ(雲)

素性(関・粘・伊)

*『素性集』I・II、「素性」

⑰ 791 宋之間(雲・伊)

ナシ(関)

宋之間(粘)

*『全唐詩』宋之間一。

右のうち、誤謬であると思われるのは、雲紙本…六か所(③・④・⑤・⑫・⑯・⑰)、関戸本…五か所(①・③・④・⑤・⑫)、粘葉本…六か所(①・②・④・⑥・⑨・⑬)、伊予切…七か所(①・②・⑧・⑨・⑩・⑬・⑰)であり、粘葉本類の方が雲紙本類よりも多い。ただし、その判断がつかないものもあり(⑦・⑮)、また、⑪・⑭については以下述べる通り、不明な点がある。

⑪について、雲紙本類の作者名は「野」(小野篁)、粘葉本類では「都」(都良香)である。『和漢兼作集』卷七「左 相花亭法華会」に「小野篁」とある。^{注33}しかしながら『大系』では『都』と注するに従っておくとされ、『集成』では小野篁も都も「時代が合わない」とされた。^{注34}

⑭については、雲紙本・関戸本等では「江」（大江朝綱）、粘葉本・伊予切等では「紀」（紀長谷雄）と書されているが、三木雅博氏が述べられた通り、「どちらが正しいかは不明」である。^{〔註35〕}

また、⑥については右に挙げた通り、他文献間に異同がある。『忠見集』（I・II）では一連の屏風歌のうちであり、『古今六帖』・『三十六人撰』にも「忠見」とある。『忠岑集』には四系統のうちのIVにのみ存し、その歌を含む161〜174は島田良二氏によると「増補」歌かとされている。^{〔註36〕} また、『重之集』（176）にも本歌は見られる。少なくとも粘葉本の「忠岑」は誤りといえるのであろう。

なお、雲紙本と関戸本との異同、及び粘葉本と伊予切との異同も存する。それぞれ当該の二本を比較検討してみると、傾向としては関戸本の方が雲紙本よりも詳細であり、また、粘葉本の方が伊予切よりも詳細であるといえる。

以上、**事例D**、**事例E**ともにそれぞれ誤謬かと思われる箇所は存する。そこにおける実質的ともいえる異同の数は**◆事例D**・**◆事例E**に挙げた通り、相対的に見て多いとはいえない。さらに、**◆事例D**の(3)「厚見女王」（雲紙本・関戸本）、「厚見女王」（粘葉本・伊予切）は「厚見王」の誤りであり、**◆事例E**の⑤「安貴皇子」（雲紙本・関戸本）、「志貴皇子」（粘葉本）は「安貴王」の誤りである等、それぞれ雲紙本・関戸本と粘葉本・伊予切との間には類似性が確認された。

その他にも次の**事例F**の通り、両類には共通的な事例が確認される。詩歌番号・事例を挙げ、括弧内には当該事項を有する伝本名を略号により示す。

事例F

① 3 已上旧年（雲・関・伊）

『古今集』巻一の当該作品の詞書に「ふるとしに春たちける日よめる」とある和歌である。

『和漢朗詠集』では「立春」部（1〜8）のうちの1・2・3を「年内立春」とし、それ以降の4〜8と区別している。雲紙本・関戸本・伊予切では「已上旧年 元方」と二行に亘り注されている（粘葉本では注記の一行目は剝落により二行目の「元方」

しか確認し得ない)。

② 31 忠岑(雲・関・粘・伊)

「忠岑」は雲紙本類・粘葉本類の四本に見られ、『拾遺集』・『拾遺抄』・『忠岑集』IVにも「忠岑」と書されている。当該作者について、『拾遺集』をはじめ、『拾遺抄』も忠岑歌としていいる事実によるしかないであろう(『忠岑集全釈』^(注37))。しかし、『忠見集』(Ⅰ・Ⅱ)・『三十人撰』・『三十六人撰』・『深窓秘抄』には「忠見」と書されている。

③ 228 丹比国人(雲・関・粘・伊)

『万葉集』巻八に「故郷豊浦寺之尼私房宴歌三首」とあり、その三首のうち二首目に当該歌が配されているが、二首目は左注に拠ると丹比国人の歌ではなく、沙弥尼等の歌とある。丹比国人の歌はその前(二首目)に存する。雲紙本・粘葉本両類の「丹比国人」は『万葉集』の左注の誤認によるものかと思われる。

④ 499 漢書^(注38)(雲・関・粘・伊)

『史記』(李斯列伝)に所収されており、関戸本・粘葉本・伊予切の注記「漢書」は誤りである。

⑤ 704 名明(雲・粘・伊)

ナシ(関)

『私注』では「王昭君 源英明」と書されているが、作者未詳である。『大系』に拠ると、雲紙本等の「名明」について、「あるいは誤写か」とされ、柿村重松氏も同様な見解を示された。^(注39)

以上、雲紙本類にも粘葉本類にも誤謬かと思われる箇所は存しており、確認し得た範囲においては粘葉本類の方が雲紙本類よりも僅かながら誤謬の数が多いことが判明した。また、雲紙本・関戸本の注記の方が粘葉本・伊予切よりも詳細であることが確認された。

しかし、雲紙本類と粘葉本類との間に見られる内容に関わる異同箇所数は相対的に見て多いとはいえない。また、四本に

は(題詞・作者名記載等の)書式、内容の両面において共通性が確認された。

五

粘葉本・伊予切に無い詩歌句をその両本によって相互に補充すると八〇三首となり、雲紙本類に有り、粘葉本類に無いものは僅か一首(322)である。また、そこには無く、いずれかの平安時代書写とされる諸伝本にあるのは一二首であるが、それらはいずれも後人により追補されたかと思われる。すなわち、その一首(322)、及び当該一二首を除くと、今回調査し得た三〇種を超える諸伝本の詩歌句は前述した八〇三首に収まる。その諸伝本の数(三〇首を超える)、及び粘葉本類の書写年代を考え合わせると、公任原撰本の詩歌句数はその範囲内(前述した八〇三首に当該句(322)を加えた形(八〇四首))に止まる可能性が考えられる。

久曾神氏は、粘葉本類は雲紙本類に「追補」されたものであるという見方を示された。

久曾神氏の所説が事実であるならば、(関戸本に無い五首^(注4))を関戸本に加えた雲紙本と関戸本との集成本が仮にそこで採用されていたとしても)雲紙本・関戸本両本に無い一五首^(注4)も含め、粘葉本類の書写者は雲紙本類の詩歌句を殆ど脱漏もなく書写したということになる。

本書(第二章)中、既述した通り、粘葉本類では書の視覚的美への追求もなされていた。また、粘葉本類では出典、他文献に見当たらない本文をも有しており、書写作业はそのままの姿を写し取る単純なものではなかったものと思われる。そのような中、八〇〇首以上について、書き足す作業と、元となる詩歌句を書写する作業とを並行して成すことは書写者にとって容易なことではない。

実際、題・注記等に見られる誤謬であると思われる事例数は雲紙本類よりも粘葉本類の方が多い。仮に、粘葉本類の書写者が「殆ど脱漏もなく書写」し得たのであればその精確さに相反するのではなからうか。

題（目録・本文中）の付項目を有する箇所数については、雲紙本・関戸本の方が粘葉本・伊予切よりも少なく、目録中の題と本文中の題との間に見られる異同箇所数も多い。また、雲紙本と関戸本とが一致する箇所数は多いものではない。その点においては久曾神氏が指摘されたごとく、雲紙本類の方が粘葉本類よりも「前のもの」であり、雲紙本類↓粘葉本類という順序によって成った可能性も考えられなくはない。ただし、雲紙本類に書き足された結果、粘葉本類が生成されたということであれば付項目が雲紙本・関戸本のいずれか一方にしか存しない場合については粘葉本類にそれらが書される場合、どのような方法によったのかという疑問は残る。あるいは、親本レベルにおいては雲紙本と関戸本とは、ほぼ一致していたということであろうか。

注記については雲紙本・関戸本の方が粘葉本・伊予切よりも詳細な傾向にある。注記という性格上、粘葉本・伊予切では意図的省筆がなされた可能性もある。しかし、前述した通り、粘葉本類には少なからず誤謬が確認された。従って、仮に、雲紙本類↓粘葉本類という追補の流れが一部あったとしても「初稿本」、「精撰本」とまではいえないのではなからうか。

なお、本考察結果に拠ると、四本間における題（目録・本文中）の異同箇所について、書式の面でも内容的にも別種とも取れる、かけ離れた要素は確認されなかった。また、注記の書式についても両類では共通性を有しており、元々四本が深く関わっていたことを証する事例も確認された。

以上、詳細を語っていくと、粘葉本・伊予切・雲紙本・関戸本に根源的繋がりがあつたことは確かであり、また、雲紙本類↓粘葉本類という繋がりがいくつか存していたという可能性は十分考えられる。その関係性について、雲紙本・関戸本・粘葉本・伊予切共通の原形から削られたものがそれぞれ雲紙本・関戸本であつたという解釈であれば矛盾は感じられない。しかし、雲紙本類に「追補」された結果のものが粘葉本類であり、「初稿本」から「精撰本」へと二元的成長を遂げたという捉え方には違和感を覚える。むしろ、雲紙本類・粘葉本類の原形の大枠は形態面に限定すれば一種に集約されると解する方が自然である。雲紙本類・粘葉本類の原形ともいえる共通的基本盤が基となり両類はそこから生成されたのではなからうか。た

だし、前述した通り、題・注記等については書写の過程において付加、削除等がなされたことに因るものも含まれていると考えられる。また、本文異同の問題については以上のことと分けて考える必要がある。今後の課題としたい。

注

- (1) 小松茂美氏著『古筆学大成』第一三巻「平成2年 講談社」P 415・420
- (2) 書写年代はそれより下る可能性もあり得るが、その場合、十一世紀後半が下限であろう。名兎耶明氏著『書の見方―日本の美と心を読む』「平成20年 角川学芸出版」P 111参照。
- (3) 堀部正二氏編著『校異和漢朗詠集』「昭和56年 大学堂書店」P 21
- (4) 前掲(注3) P 314
- (5) 三木雅博氏著『和漢朗詠集とその享受』「平成7年 勉誠社」P 206
- (6) 前掲(注5)に同。P 136
- (7) 久曾神昇氏著『仮名古筆の内容的研究』「昭和55年 ひたく書房」P 189・P 195〜197
- (8) 堀部正二氏に拠ると、「後人の追補が漸次に行はれるやうになつたのは、ほど平安朝後期より以降、鎌倉期へかけての風と思はれる」とされた(前掲(注3) P 314)。
- (9) 卷子本・葦手本が「再稿本」であるという点についても首肯し難く思われる(本書(第三章)中、詳述する)。
- (10) 記述中、「の次」とは『新編国歌大観』に無く、無番号。当該番号の詩歌句の次(ここでは796の次)に位置することを意味する。本表記により当該詩歌句の位置を示す。以下、同。
- (11) 92の次・323の次・344の次・376の次・422の次・434の次・652の次・678・735の次・736の次・796の次・803の次。
- (12) 右掲一二首のうち、三首(344の次・735の次・803の次)を除く八首について、堀部氏は「公任原撰本には存しなかつたものであらう

と思はれる」等と述べられた(前掲〔注3〕)に同。P 316)が、その三首(344の次、735の次、803の次に存する句)についても「後人による追補」であると思われる。下絵切、雲紙切、山城切がそれぞれ有している。その三本の書写年代について小松茂美氏は以下のように述べられた。下絵切は「十二世紀はじめ」とされ、雲紙切は「十一世紀ないしは十二世紀はじめ」とされ、山城切は「一二二〇年代」の書写と推定された(小松茂美氏著『古筆字大成』第一四卷P 370・384、前掲〔注1〕に同〔P 402〕)。

(13) 前掲〔注3〕に同。P 316

(14) 山田孝雄氏校訂『岩波文庫676倭漢朗詠集』『昭和14年 岩波書店』P 14・15

(15) 前掲〔注7〕に同。P 190

(16) 雲紙本、関戸本のうち、雲紙本のみが無いのは三八首、関戸本のみが無いのは五首、雲紙本・関戸本に無いのは一五首。

(17) 三木雅博氏が述べられた通り、雲紙本・粘葉本両類の『一つ前の段階』の本文とは、時代的に考えて公任の原撰本文にきわめて近い時代のものであり、あるいは公任の撰した本文そのものである可能性もかなり高いと思われる(前掲〔注5〕P 136)。

(18) 付項目とは、例えば事例△冒頭の「子曰^{付若菜}」における「若菜」を指す。「付」の後に続く当該題関連の題のことを付項目と呼称する。

(19) 雲紙本、「梅^{付紅梅}」。ただし、「付紅梅」、別筆。

(20) 雲紙本、「紅葉^{付落葉}」。ただし、「付落葉」、別筆。

(21) 雲紙本、「氷^{付春氷}」。ただし、「付春氷」別筆。

(22) 雲紙本、「氷^{付春氷}」。ただし、「付春氷」別筆。

(23) 雲紙本、「仙家^{付道士隱倫}」。ただし、「付道士隱倫」、別筆。

(24) 雲紙本、「親王^{付王孫}」。ただし、「付王孫」、別筆。

(25) ここでは雲紙本と伊予切との間に異同があり、付項目を有する例は雲紙本には無いということの意味する。以下、同。

(26) 雲紙本、「躑躅」。

- (27) 雲紙本、「八月十五夜付」。ただし、「八月」、別筆。
- (28) 雲紙本、「雪 氷付春水」。ただし、「付春水」、別筆。
- (29) 前掲(注3)に同。P 322
- (30) 「同」・「同上」等の表記により前の詩歌句と同一の内容を示すものもこの中に含めた。
- (31) 三木雅博氏訳注『和漢朗詠集 現代語訳付き』〔平成25年 角川学芸出版〕P 84
- (32) 川口久雄氏校注『日本古典文学大系』72 〔昭和41年 岩波書店〕P 104
- (33) 後藤昭雄氏のご教示に拠る(島津忠夫・日比野純三両氏編著『未刊国文資料第四期』第六冊〔昭和51年 未刊国文資料刊行会〕P 45・47)。
- (34) 前掲(注32)に同(P 202)。大曾根章介・堀内秀晃両氏校注『新潮日本古典集成』61〔平成5年 新潮社〕P 369
- (35) 前掲(注31)に同。P 363
- (36) 島田良二氏著『平安前期私家集の研究』〔昭和43年 桜楓社〕P 397
- (37) 藤岡忠美・片山剛両氏校注・訳『忠岑集注釈私家集注釈叢刊9』〔平成9年 貴重本刊行会〕P 313
- (38) 雲紙本、別筆。
- (39) 前掲(注32)に同(P 231)。柿村重松氏著『和漢朗詠集考證』〔昭和48年 藝林舎〕卷下 P 283
- (40) 前掲(注16)に同。
- (41) 前掲(注16)に同。
- (42) 前掲(注7)に同。P 194